## 北上市告示甲第40号

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定め、令和5年6月1日から施行する。ただし、この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和5年5月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、物価高騰の影響を受けて食材費が高騰する中、保護者の負担を軽減し、児童等の心身の健全な発達に必要な品質及び量を維持した食事を提供するため、保育施設等に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則(平成3年北上市規則第57号)及び北上市補助金交付要綱(平成3年北上市告示第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 保育所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第7条第4項に規定する保育所をいう。
  - (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
  - (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
  - (4) 地域型保育事業所 法第43条第1項に規定する地域型保育事業所をいう。
  - (5) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第59条の2の規定による届出を行った施設をいう。

(補助対象者)

- 第3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に設置された保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所又は認可外保育施設(北上市立保育所条例(平成3年北上市条例第92号)に規定する市立保育所及び北上市立学校条例(平成3年北上市条例第70号)第4条に規定する市立幼稚園を除く。以下「保育施設等」という。)を運営する事業者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納していない者に限る。
  - (1) 保育施設等の利用者が負担する食事の提供に係る費用(以下「副食費等」という。)を、令和4年4月1日以降に増額していない者
  - (2) 副食費等を令和4年4月1日以降に増額した者であって、当該増額後の副食費

等を増額前の水準以下に改定し、かつ、令和5年4月1日以降に提供する食事に係る副食費等の増額分について、第5の規定による申請の日から6月以内に利用者に還付するもの

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の表左欄に掲げる保育施設等の区分に応じ同表右欄に定める 補助単価に、令和5年6月1日時点で当該保育施設等を利用する児童等(副食費等 の負担を免除されている者及び市外に住所を有する者を除く。)の数を乗じた額と する。

保育施設等の区分	補助単価
保育所、認定こども園(保育利用に限る。)、地域型保育事	2,400円
業所又は認可外保育施設	2,400円
認定こども園(教育利用に限る。)又は幼稚園	1,300円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に 定める日までに、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)に副食費等の額が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添え て、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第6 市長は、第5の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めた ときは北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号) により、不適当と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、申請者に対し、令和5年度中 に副食費等の増額をしないことを条件として付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を申請者に通知したときは、当該 交付決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、補助金を交付するも のとする。

(補助金の取消し等)

- 第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所 在 地 名 称 及 び 代表者氏名

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、申請日以後、令和5年度中に副食費等の増額をしないことを誓約します。

記

- 1 補助金申請額兼請求額 金 円
- 2 副食費等の額
- (1) 令和4年4月1日時点の額
- (2) 現在の額
- 3 添付書類

様式第2号(第6関係) 北上市指令 第 号

所 在 地名 称 及 び代表者氏名

北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金について、次のとおり決定したので、北上市保育施設等食材費高騰対策支援補助金交付要綱第6の規定により通知します。

年 月 日

北上市長

印

補助金交付額 金

円